

令和3年第7回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和3年7月28日（水）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第7回座間市農業委員会定例総会議事録

令和3年7月28日、第7回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之  | 7 大木 秀春  |
| 2 吉川 充   | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚   | 9 井上 俊春  |
| 4 鈴木 寛幸  | 10 小泉 聡  |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝  | 12 大矢 義孝 |

### 会議を欠席した委員

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |    |    |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補  | 松平 | 涼  |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第13号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第14号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第34号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第36号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第37号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

議長 今期の農業委員も、この7月でちょうど1年が経過いたしました。コロナの関係で総会、会議のみで、一般の行事が一切出来ませんでした。引き続きよろしくお願ひします。

それでは、ただいまより始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和3年第7回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願ひます。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3番曾根覚委員、10番小泉聡委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まず1の会務報告です。今回は、令和3年6月28日（月）から令和3年7月27日（火）までの概要でございます。

先月、6月28日（月）、この場所におきまして、令和3年第6回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、2件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、6件、9筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件、2筆、農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件、8筆、の4議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、先週7月5日（月）に、横浜市の波止場会館で開催された、農業委員会活動強化研修会に事務局職員が出席しております。

7月21日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計5件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第13号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第14号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第13号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年7月28日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続いて、日程第4、報告第14号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和3年7月28日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次に、次第の一番後ろの総括表をご覧いただきたいと思います。

発行件数でございますが、法第4条届出につきましては、畑が2筆、地積が382㎡、筆数の合計が2筆、地積の合計が382㎡、届出等件数は2件となっております。

次に、法第5条届出につきましては、畑が2筆、地積が1,255㎡、筆数の合計が2筆、地積の合計が1,255㎡、届出件数が2件です。

以上になります。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第5、議案第34号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第34号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。  
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和3年7月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

それでは、資料3ページをご覧ください。

譲渡人でございますが、座間市栗原中央二丁目にお住まいの■■■■さん。譲受人は、座間市栗原中央一丁目にお住まいの■■■■さんでございます。

土地につきましては、栗原字中丸■■■■、地目、畑、地積、221㎡です。

案内図につきましては、資料の4ページをご覧ください。

S I P座間西側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

譲受人の■■■■さんですが、市内で精力的に農業を営む方で、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものでございます。

畑、約3,400㎡を耕作しており、耕耘機、トラクターなど通りの農機具を所有し、農業経営をされています。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第34号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 現地を見てまいりました。鉄板が敷いてありまして、それを片付けるという内容でございます。もう話がついておりまして、近々片付けるというふうな形になっております。問題はありません。

以上です。

議長 議案第34号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 先日、部会長と一緒に見てまいりましたが、片付けて畑にすることですので、

問題ないと思います。

議長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。いかがですか。

今、言われたように、鉄板については片付けるということでの申請となっております。

鈴木委員 ■さんのこの細長い用地というのは、現在、■さんの持ちものと隣接しているところですか。

議長 土地そのものは、隣接しておりません。それで、裏の道路から入って突き当たりのところに資材置場があるのです。従前は、そこに行くのに鉄板が敷いてあったのですが、今度、その資材置場の場所へは本道路から入れるようになりましたので、そちらの鉄板を外して農地にするということの流れだと思います。

よろしいですか。

鈴木委員 はい。

議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第34号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号■は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

(■委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を

引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年7月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人でございますが、住所、座間市新田宿 [ ] 氏名、 [ ]、引き続き農業経営を行っている期間が、平成29年11月29日から令和3年7月28日まで。

特例適用農地。番号1、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、998㎡。番号2、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、999㎡。番号3、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、1,000㎡。番号4、四ツ谷字上川原 [ ]、地目、田、地積、574㎡。番号5、四ツ谷字西三屋 [ ]、地目、畑、地積、647㎡。番号6、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、田、地積、938㎡。番号7、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、田、地積、624㎡。番号8、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、畑、地積、297㎡。番号9、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、田、地積、1,262㎡。番号10、新田宿字中屋敷 [ ]、地目、田、地積、135㎡。番号11、新田宿字中島 [ ]、地目、田、地積、813㎡。番号12、新田宿字中島 [ ]、地目、田、地積、978㎡。番号13、新田宿字中島 [ ]、地目、田、地積、495㎡。番号14、新田宿字広町 [ ]、地目、田、地積、991㎡。番号15、新田宿字広町 [ ]、地目、田、地積、1,411㎡。番号16、新田宿字広町 [ ]、地目、田、地積、661㎡。番号17、新田宿字広町 [ ]、地目、田、地積、330㎡。番号18、新田宿字広町 [ ]、地目、田、地積、991㎡。番号19、新田宿字中川原下 [ ]、地目、田、地積、92㎡。番号20、新田宿字中川原下 [ ]、地目、田、地積、462㎡。番号21、新田宿字向新田 [ ]、地目、畑、地積、492㎡。番号22、新田宿字向新田 [ ]、地目、畑、地積、1,000㎡。番号23、新田宿字向新田 [ ]、地目、畑、地積、1,000㎡。番号24、新田宿字堤外 [ ]、地目、畑、地積、203㎡。番号25、新田宿字窪川原 [ ]、地目、畑、地積、503㎡。番号26、新田宿字窪川原 [ ]、地目、畑、地積、489㎡。番号27、新田宿字窪川原 [ ]、地目、畑、地積、309㎡。番号28、新田宿字下川原 [ ]、地目、畑、地積、860㎡。番号29、相武台2丁目 [ ]、地目、畑、地積、789㎡のうち568.97㎡。以上、合計が29筆、地積、20,122.97㎡でございます。

この証明は、納税猶予を受けた場合に、相続人が農地として適正に管理、耕作しているか3年ごとに税務署へ提出するため、農業委員会が農業経営の継続について証明するものでございます。



新田宿にお住まいで、農業委員の[ ]さんからの申請でございます。

[ ]さんでございますが、平成26年11月に父親の[ ]さんが亡くなられ、長男の[ ]さんがこの農地を相続されました。

引き続きの証明としましては、今回が2回目でございます。

案内図としましては、6ページから16ページまでございます。全部で29筆ございます。

[ ]さんは、ご存じのとおり、市の認定農業者でもございまして、主にご家族で、広く、意欲的に農業されている方でございます。耕耘機やトラクター、コンバイン等、一通りの農機具をお持ちになっており、良好の農地を管理されております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 農地部会で現地を見てまいりました。田は、もう全て植えてあり、畑に関しては、作物がないところは耕運してありますし、相武台2丁目の畑は野菜が作ってありましたので、問題はございません。

以上です。

議 長 　　議案第35号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 　　現地を見ましたところ、特例適用農地の番号1から番号4、番号7、番号9から番号20の17筆は、水稻が作付されておりました。

あと、番号5から番号8の3筆は野菜が植えてありまして、番号21から番号24の4筆、それと、番号28と番号29につきましては、現地に、サトイモ、キュウリ、トマト等が作付されておりました。

番号25から番号27につきましては、収穫後で耕運してありましたが、事前にトウモロコシ、キャベツ等が作付されておりますのを確認しておりますので、問題ないと思います。

以上です。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑

ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[ ]委員の入室を許可します。事務局で案内をしてください。

( [ ]委員 入室)

議長 [ ]委員にお伝えいたします。ただいま、議案第35号、農引き続き農業経営を行っている旨の証明については、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

今後とも管理をよろしくお願いします。

次に、日程第7、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和3年7月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は17ページをご覧ください。

申請人でございますが、住所、座間市栗原中央二丁目 [ ]、氏名、 [ ]、引き続き農業経営を行っている期間が、平成30年6月28日から令和3年7月28日まで。

特例適用農地。番号1、栗原字中丸 [ ]、地目、畑、地積、2,499㎡。番号2、栗原中央2丁目 [ ]、地目、畑、地積、410㎡のうち362.11㎡。番号3、栗原中央2丁目 [ ]、地目、畑、地積、211㎡。番号4、栗原中央6丁目 [ ]、地目、畑、地積、880㎡。合計4筆、地積、3952.11㎡でございます。

今回、栗原中央の [ ]さんからの申請でございます。

[ ]さんは、平成14年に旦那様がお亡くなりになり、その相続の際に相続税の納税猶予を受けられました。

場所につきましては、資料18ページから20ページに記載をしております。

栗原にある座間厚生病院の北側の市街化調整区域内の畑と、自宅の南側の生産緑地の地区指定を受けている畑。それから、栗原中央6丁目の特別養護老人ホーム栗原ホーム西側にある市街化調整区域内の畑の合計4筆でございます。

対象地につきましては、平成14年に夫である■■■さんが亡くなられ、平成15年からこの4筆の農地について相続税の納税猶予を受けられ、今回で6回目の証明発行でございます。

農業経営としましては、■■■さん本人が中心となりご家族で農業経営をしております。農機具につきましては、トラクター、トラック等を所有されております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長 　農地部会で現地を見にまいりまして、十分に手が入っておりましたので問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長 　　議案第36号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 　夏野菜等いろいろ作ってありまして、手がよく入っていましたので、問題ないと思います。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第37号、農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第8、議案第37号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和3年7月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

こちらの農用地利用集積計画でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と、農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うもので、農地の流動化、集約化を図り、農作業の効率化を促進する事業でございます。

資料につきましては21ページをご覧ください。

番号1、貸人でございますが、          さん。住所が、座間市入谷西二丁目、            
          。農地の所在地が、新田宿字広町          、地目、田、地積、634㎡。利用権の種類が使用貸借。

借人でございますが、          さん。住所が、座間市新田宿          。

始期が令和3年8月1日から、終期が令和5年12月31日の2年5か月でございます。案内図につきましては、22ページに記載をしております。

西中学校西側の田の1筆でございます。

この農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうかを審査していただくものでございます。

借人の          さんは、現在、市内で約6町歩耕作されております。農業経営としては、耕耘機、トラクターなどを所有しております。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が1人、借人が1人、筆数が1筆、面積、634㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、議案第37号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

小林農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

小林農地部会長

現地を見てまいりましたけれども、別に問題がありませんので承認いたします。

議 長 農地部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第37号、農用地利用集積計画について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

その他

- ・あっせん希望農地調査票について
- ・農業会議からのチラシについて
- ・消防本部による座間地区の器具置場建設の説明について

議 長 それでは、令和3年第7回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時05分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_